

お試し勤務等実施費用助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、愛媛県地域産業活性化協議会（以下、「協議会」という。）が行うお試し勤務等実施費用助成金（以下「助成金」という。）の交付について、必要な事項を定める。

(目的)

第2条 この助成金は、県外事業者が愛媛県内でお試し勤務等を実施する場合に係る費用を助成することにより、県外事業者の立地促進を図ることを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 県外事業者 愛媛県内にサテライトオフィス等を有しておらず、かつ、法人の本社所在地が県外の事業者をいう。

(2) お試し勤務等 以下のア、イのいずれかに該当する事業をいう。

ア 複数の者が県内の施設に宿泊し、滞在しながら集中的にソフトウェア等の開発業務又は当該業務に付随する業務を行う事業

イ 複数の者が県内の施設に宿泊し、滞在しながら集中的に経営ビジョンを共有する業務又は当該業務に付随する業務を行う事業

(3) 本社機能を有する事業所 次に掲げる施設のいずれかに該当するものをいう。

ア 事務所であって、次に掲げるいずれかの部門のために使用されるもの

(ア) 調査及び企画部門

(イ) 情報処理部門

(ウ) 研究開発部門

(エ) 国際事業部門

(オ) その他管理業務部門

イ 研究所であって、事業者による研究開発において重要な役割を担うもの

ウ 研修所であって、事業者による人材育成において重要な役割を担うもの

(助成対象者)

第4条 助成の対象となる者（以下「助成対象者」という。）は、県内でのお試し勤務等を実施する県外事業者であって、次に掲げる要件をすべて満たすものとする。ただし、愛媛県地域産業活性化協議会会長（以下「会長」という。）が、愛媛県への企業誘致の促進に資すると認める者についてはこの限りではない。

(1) 日本標準産業分類に掲げる情報通信業を営む者又は県内未設置の本社機能を有する事業所の新設を具体的に検討している者であること。

(2) 法人としてすでに1年以上の事業活動実績があること。

(3) 国・県その他の公的機関から他の同種の助成金等と重複して交付を受ける者でないこと。

(助成金の交付)

第5条 会長は、助成対象者に対して、予算の範囲内において助成金を交付する。

2 助成金の交付申請は年度につき1事業者1回までを原則とする。

(助成対象経費等)

第6条 助成対象経費は、別表のとおりとする。

(実施申込み)

第7条 助成金の交付を受けようとする助成対象者は、お試し勤務等実施申込書(様式第1号)に、次の掲げる書類を添えて、会長に提出しなければならない。

(1) 事業計画書(様式第2号)

(2) 収支予算書(様式第3号)

2 会長は、前項の申込書が提出された場合において、当該申込者と実施内容について協議を行い、当該内容について合意に至ったときは、当該申込者に対し、決定通知書(様式第4号)により通知するものとする。

(助成金の交付申請)

第8条 助成金の交付を受けようとする助成対象者は、前条の規定による決定通知に基づくお試し勤務等を実施し、助成対象経費が確定したときは、速やかに、お試し勤務等実施費用助成金交付申請書(様式第5号)に、次に掲げる書類を添えて、会長に提出しなければならない。

(1) 実績報告書(様式第6号)

(2) 収支決算書(様式第7号)

(3) 助成の対象となる経費を証する書類

(4) その他会長が必要とする書類

(助成金の交付決定)

第9条 会長は、前条の書類が提出された場合において、その内容を審査し、適当と認めるときは、予算の範囲内で助成金の交付を決定し、当該書類を提出した者に対し、お試し勤務等実施費用助成金交付決定通知書(様式第8号)により助成金の交付額を通知するものとする。

(補助事業の中止)

第10条 助成金の交付を受けようとする助成対象者は、補助対象事業を中止しようとするときは、あらかじめお試し勤務等実施中止届出書(様式第9号)を会長に提出しなければならない。

(助成金の請求)

第11条 前条の規定により助成金の交付決定通知を受けた者は、当該助成金の交付を受けようとするときは、お試し勤務等実施費用助成金交付請求書(様式第10号)を会長に提出しなければならない。

2 会長は、前項の規定により適正な請求を受けたときは、当該請求者に対し、速やかに助成金を交付する。

(交付決定の取り消し)

第12条 会長は、第9条に規定する助成金の交付決定が虚偽の申請若しくは報告又は不正行為によりなされたときは、助成金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和元年 11 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和 3 年 6 月 1 日から施行する。
- 2 改正後のお試し勤務等実施費用助成金交付要綱の規定は、令和 3 年 6 月 1 日以後に実施する内容について適用する。

別表（第6条関係）

補助対象経費	補助率	上限額
<p>1 旅費（助成対象者が、お試し勤務等を行う場所までの往復に必要な公共交通機関に係る交通費実費、宿泊代実費、レンタカー等の借上げ費用、高速道路利用料金等）</p> <p>2 その他必要な費用（会場借上げ費用、事業を行う際に必要な機器レンタルに係る費用等）</p>	<p>1/2 以内 （千円未満切捨て）</p>	<p>30 万円</p>